

請願第3号

障がい児の保育に関する請願

紹 介 議 員  
山 田 千枝子  
杉 谷 伸 夫

## 障がい児の保育に関する請願

### 【請願の要旨】

#### 1. 私立幼稚園での加配制度の整備

向日市から京都府に対して、私立幼稚園での加配制度を整備し、障がい児の受け入れをさらに増加していくよう要望書の提出をお願いします。

#### 2. 認可保育所での「障害児保育利用枠」の整備

障がい児に対して、認可保育所の定員の一部を「障害児利用枠」として設定し、先行して利用調整を行い、点数競争に縛られず、入所できる体制を整えていただくようお願いいたします。

#### 3. 障がい児の親の就職支援の整備

離職している障がい児の親が保育所入所に向けて就職活動ができるように、一時保育を充実させるなど、就職活動に関わる支援の強化をお願いいたします。

- ・一時保育の拡大

(特に、子どもが集中している4向小校区にある保育所での一時保育のさらなる実施)

- ・一時保育での障がい児受け入れ体制の整備

(スタッフ増員、看護師配置をしてサポート体制の強化)

#### 4. 障がい児に対する支援保育の仕組み作り、障がい児に対する幼児教育（保育）の情報提供の整備

市の乳幼児健診や発達相談の結果、支援が必要と判断された子に対し、健康推進課と子育て支援課、障がい者支援課で情報を共有し、保育所、幼稚園の入所に向けて早い段階から支援体制をとれる仕組みを作っていただきたいです。

また、保育所、幼稚園、療育機関と連携し、障がい児が幼児教育を受けるための道筋を明確にし、障がい児やその家族に対して、幼児教育を受けるための情報を提供できる体制を整えていただきたいです。

#### 5. 医療的ケア児支援法成立を受け、迅速な障がい児保育の整備

障がい児の家族が、安心して前向きに子育て出来る市になるよう、障がい児の保育所入所に対する課題を、先延ばしにせず迅速に支援体制の整備をお願いします。

### 【請願の理由】

2021年9月18日に「医療的ケア児支援法」が施行され、地方自治体の医療的ケア児に対する支援は「努力義務」から「責務」に変わりました。この法律は、障害や医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指して成立されました。この法律の成立を受け、向日市においても医療的ケア児はもちろんのこと、障害のある子の健やかな成長と障がい児を子育てする家族の負担の軽減、

離職の防止のために、支援体制をより一層整えて頂きたいと思います。その一歩として、障がい児に対する保育の整備を強く求めます。

1. 現在、向日市の私立幼稚園では障がい児はサポートが難しいことを理由に受け入れを断られるケースが多くあります。また、加配制度のある保育所の入所を希望した場合も、向日市の北部地域開発によるマンション建設により、ここ数年で子どもが増加したことや、近年共働き世帯が増加していることにより、保育所需要が高まり、入所は厳しい状況となっています。
2. 保育所の入所は保育所無償化に合わせて導入された、「保育施設利用調整基準」により点数化され、点数が高い人から入所が決まっていくシステムですが、点数には保護者の勤務時間が大きく反映されます。障がい児の通院、リハビリ等でフルタイム勤務が難しい親にとっては、点数の獲得が厳しい状況に置かれます。障がい児の入所を支援する加点や、障害児保育枠が向日市では整備されておらず、障がい児にとって保育所入所はより狭き門となっています。また、この点数評価をクリアするため、フルタイムの仕事を選択した結果、仕事に追われ、子どものための療育やリハビリを減らさざるを得ない結果となり、悩んでいる障がい児の親がいるのも事実です。就労と障がい児に必要な療育、リハビリ通院が両立できるようなサポートが必要と考えます。
3. 障がい児の親の中でも離職している親は、障がい児を抱えたままの就職活動は困難を極め、途方に暮れている現実があります。就職活動のためには、子どもの預け先が必要となりますが、向日市内の保育所で実施されている一時保育では、看護師が配置されていないこと（医療的なケアができない）、人手が少なく、サポートが出来ないことなどで障がい児は受け入れを断られるケースが少なくありません。
4. 市（行政）は、「第2期向日市子ども・子育て支援事業計画」の基本施策3①障害のある児童等への支援の促進の【取り組み】切れ目のない支援を行うための連携の中で、「乳幼児期から学齢期等において、切れ目のない支援が提供できるよう幼稚園、保育所、学校、療育機関等の連携強化に努めます。」と掲げられていますが、無償化の対象となる3歳児（年少）になれば、ほとんどの親が子を幼稚園や保育所への入所させる中、支援体制が不十分なことにより幼稚園や保育所への入所の見通しが立たず、不安を抱えている障がい児の親がいることを確認して頂き、支援体制の見直し強化を行って頂きたいです。

また市のホームページにおいて、「出産・子育て」「子育て支援」の中に障がい児に対する幼児教育（保育）の情報提供を増やしていただきたいです。障がい児の親が個人で情報収集し、わが子を預かってもらえる幼稚園や保育所を探し回り、受け入れを断られては、また探すを繰り返し、身を切られる思いをしなくて良くなるように改善を求めます。市には、生後より時間をかけて受けてきた乳幼児健診、発達相談、療育申請、手帳取得の過程からの情報がありますので、部署（健康推進課、子育て支援課、障がい者支援課）の垣根を越えて情報を共有し、早い段階から必要

な支援ができる仕組み作りをお願いしたいです。

5. 障がい児にとっても、その親にとっても、幼稚園や保育所などに入所し、親と子が離れて他の人と地域の中で生活し集団生活を経験することは重要であると考えます。「医療的ケア児支援法」の成立に伴い、国が障がい児の健やかな成長と障がい児の家族の負担軽減を願い動き出した今、向日市においても障がい児が必要な支援を受けられるよう、体制の整備を早急に実施して頂きたいです。

令和3年11月26日

請 願 者

向日市議会議長  
長 尾 美矢子 様